

棄てられた台湾人

——台湾人元軍人・軍属及び戦犯の釈放と補償請求をめぐる——

和田英穂

はじめに

戦後処理において、台湾人は時として「日本人」、時として「中国人」として扱われ、戦犯や漢奸の責任を追及された。そこでは「母国」たる日本、「祖国」たる中国双方から何の援助もなく、事実上の棄民状態であった。中国における戦後処理の中で、戦争責任を問う「戦犯裁判」と、売国の罪を問う「漢奸裁判」が実施されたが、その対象は当然ながら前者が日本人で、後者が中国人を想定した。しかし、中国人にとって台湾人は「中国人」であり、紛れもなく「漢奸」であり、しかしまた同時に「戦犯」でもあった。



「戦犯」となった彼らは、その後日本国籍を一方的に剥奪されてもおおその「日本人」としての責任は負われ続け、服役させられた。そのうえ、日本においては「第三国人」として扱われ、日本人兵士や戦犯が得られた様々な補償については、ほとんどその恩恵を受けることはなかった。また、中国においても敵国に与した兵士という難しい立場に置かれた。

戦犯として有罪判決を受けた台湾人の「私たちは、誰のための戦犯だったのでしょか」「福永 2002: 183」という言葉に象徴されるように、戦後台湾人は冷戦体制形成下の真ただ中で、国際政治と国家のエゴに振り回され、何処からの庇護も受けられない棄民状態だった。その中で台湾

人は「日本人」「中国人」「解放国民」「敵国民」「戦犯」「漢奸」「第三国人」「非日本人」など、当時の状況やそれぞれの都合により様々な身分で扱われた。彼らが戦時中軍人・軍属として各地に赴き、日本のために戦ったことはよく知られており、回想録や先行研究も少なからず存在する。「木村2001、林2000、福永2002、浜崎2000など」。台湾においては主にインタビュー調査による各方面からの研究が進みつつある[周1997、蔡1997など]。しかし、台湾人戦犯の判決後の状況、台湾人兵士の補償問題をめぐる当時の状況等、文字通り宙に浮いた台湾人の当時の状況に関する研究は日本、台湾共に依然としてあまり進んでいない。補償問題については、回想や補償請求裁判関係が中心である[基1986、磯村1981、加藤1979、林1988、田中2012、内海2002]。また、拙稿[和田2003]で戦後処理において台湾人が時として日本政府から「戦犯」（すなわちわち日本人）、時として中国政府から「漢奸」（すなわち中国人）として扱われ、彼らが日中のはざままで棄民状態だったことを指摘し、一定程度考察を加えた。しかし、近年公開が進みつつある国立公文書館の法務省移管分のBC級戦犯裁判関係、外務省外交史料館、及び台湾の中央研究院近代史研究所檔案館の外交檔案中に、台湾人戦犯をめぐる各国や各国間の処理に関する資料が存在していることがわかってきた。本論はそうした新たに収集した資料をもと

に、新たな事実の解明を試みるものである。そこで本論では台湾人元軍人・軍属及び戦犯の置かれた当時の状況について、戦犯の釈放・内地服役問題、台湾人元軍人・軍属の補償問題及び日華平和条約第三条「特別取極」をめぐる日台交渉などから考察を試みてみたい。

本論中、便宜上遷台後の中華民国政府を台湾政府と呼称する。本論中の中国語資料は筆者が日本語訳したものである。

一 台湾人元軍人・軍属及び戦犯について

(一) 台湾人軍人・軍属

周知のように戦時中多くの台湾人や朝鮮人が日本軍の軍人・軍属として従軍していた。その数台湾人が二〇万人強、朝鮮人が二四万人強に上る。そして表1のように、台湾人が三万人強、朝鮮人が二万人強の多くの戦死者を出した。この数字は厚生省の資料によっており、直接台湾や朝鮮に戻るケースは含まれず、実数はさらに多くなると思われる。

四五万人弱の台湾人、朝鮮人が戦争に駆り出され、五万人以上が死亡し、四〇万人弱が復員した。日本人として、日本のために従軍した彼ら自身あるいは遺族にも、当然各

表1 旧植民地出身軍人・軍属

	徴兵・徴用	復員	死亡者数	死亡率
朝鮮人軍人	11万6294人	11万0116人	6178人	5.3%
朝鮮人軍属	12万6047人	11万0043人	1万6004人	12.7%
台湾人軍人	8万0433人	7万8287人	2146人	2.7%
台湾人軍属	12万6750人	9万8590人	2万8160人	22.2%
合計	44万9524人	39万7036人	5万2488人	11.7%

出所：内海 [2002: 38]。

相手に他ならず、「漢奸」（売国奴）と見なされた。日本政府の援助はもちろん、中華民国政府からの援助あるいは中華民国政府を通じた日本政府への補償等の要求も、ほとんど不可能な状況に追い込まれた（詳細は後述）。

種恩給・補償を得る権利があった。しかし、戦後GH

Qにより軍人恩給は一律停止され、またサンフランシスコ講和条約発効と同時に日本国籍を失った台湾人、朝鮮人は、その後復活した各種恩給の対象から外れてしまった。また、戦後も彼らの「祖国」は政情不安が続き、帰国もままならず、仕方なく日本に残り、身寄りも補償もない苦しい生活に追い込まれるケースが相次いだ。さらに台湾人の場合、蒋介石率いる国民党政権は、戦時中彼らが戦った

(二) 台湾人戦犯の人数

戦後、日本及びアジア各地で連合国による対日B C級戦犯裁判が実施された。死刑九八四人、無期刑四七五人、有期刑二九四四人、無罪一〇一八人の判決が下された。その中には従軍した台湾人と朝鮮人が含まれたが、その人数を確認しておきたい。台湾人は死刑二一人、有期刑一四七人、獄死等五人、朝鮮人は死刑二三人、無期刑一八人、有期刑一〇七人という判決が下された。これが現在一般的に知られている人数である。しかし、これらの数字はいずれも厚生省引揚援護局法務調査室等が戦後引揚者への聞き取りや、収集した資料によるものであり、裁判を実施した各国からの通知によるものではない。したがって、実数はこれよりも増えることが考えられる。

例えば、中国法廷の台湾人戦犯数について、有罪判決数はこれまで四一名が定説だった。しかし、表2によると五八名に達する。国史館（台北）所蔵の司法行政部檔案中の「各審判戦犯軍事法廷判決台湾籍戦犯情况表」では、一九四八年八月七日付で五三名、ただし、判決が未決の者が四名、刑期満了釈放済みの者は含まれないと記載され、また、死刑の欄が設けられておらず、死刑判決の数が含まれていない可能性がある。同表は現在確認できる中国側の資料としては最も新しい日付のものである。

表2 中国法廷台湾人有罪判決数

人数 刑期	軍 属	警 察	労働者	商	その他	合計
	死 刑	2	2	0	0	1
無 期	1	0	0	0	1	2
有 期	14	6	10	10	11	51
合 計	17	8	10	10	13	58

出所：和田 [2003: 81]。

表3 台湾出身戦争犯罪受刑者状況表

	刑死者	獄死者	直接本国 送還者	満刑 内還者	巢鴨 移送者	合計
英国	6	—	1	11	8	26
米国(フィリピン)	1	—	—	—	3	4
オランダ	2	—	—	1	4	7
オーストラリア	7	4	—	41	43	95
中国	6	—	35	—	—	41
合 計	22	4	36	53	58	173

出所：国立公文書館 [法務11 4A21-6344] 「戦争裁判関係事務資料抜粋その十」所収、厚生省引揚援護局法務調査室「第三国人戦争裁判受刑者状況一覧表」(1955年6月30日付)。

表3は厚生省引揚援護局法務調査室のまとめた表(一九五五年六月三〇日付)であり、四一名の根拠となつておられる。同表は引揚援護局で収集、聞き取りした各種資料によつておられると思はれる。同表の注意書きには、「本表

の外になお資料を整理することによつて若干の刑獄死者及び直接本国に送還された者(主として中国関係)が判明するかもしれない」とある。中国法廷の台湾人戦犯はそのほとんどが中国本土より台湾へ直接送還されており、日本政府で把握できなかったケースが存在した可能性がある。いづれにしても確実な数字ではないが、裁いた側の戦犯処理を担つていた国防部の資料の信ぴょう性は高く、少なくとも六〇名弱の有罪判決が下されたと判断できよう。

以上のように、戦犯関係、特に台湾人戦犯、朝鮮人戦犯の場合、日本を経由せずに復員、帰国するケースが考えられ、その人数は正確なものではないことを指摘しておきたい。

(三) 「戦犯」として、「漢奸」として

台湾人戦犯の特徴としては、軍属が多かつたことが挙げられる。特に看守、通訳として従軍し、取り調べ中の拷問行為や捕虜虐待の場に居合わせ、顔がわれるケースが多かつた。中国法廷のケースも同様で、看守、通訳は顔を合わせる機会が多く、まして中国人と言葉が通じやすかつた台湾人の場合、名前と顔が一致しやすいため、告訴の対象になりやすかつたことがうかがえる。しかし一方で、原告や証人も記憶に混乱が見られ、個人的な思い込みによる誤認と思われるケースもあつた。さらに中国法廷の台湾人訴追のケースでは、「台湾人」売国奴」という戦後の漢奸追

及の状況からして、より先鋭化した可能性もある。詳細は拙稿「和田 2003」を参照していただきたい。

連合国の戦後処理において台湾人は一律「日本人」として扱われ、戦犯裁判において訴追対象になった台湾人は日本人として戦争責任を追及された。しかし、中国においては状況が異なった。当時台湾は祖国に「光復」し、台湾人は「中国人」になった。しかし、中国大陸において台湾人は日本に「奴隸化」された人々と目され、日本軍に協力した、従軍した台湾人は「漢奸」（売国奴）扱いだった。漢奸粛清の嵐が吹き荒れる中国大陸において、台湾人は当然のように漢奸裁判にかけられた。そして一方で戦犯裁判も実施された。当時台湾人は日本人として戦争責任を追及され、中国人として売国の罪を追及されるという二重の責任を負わされる状況に陥っていたのである。

二 「誰のための戦犯か？」

——台湾人戦犯の内地服役と釈放

(一) 戦犯の内地服役と釈放

各地の戦犯裁判で有罪判決を受けた被告は現地でそのまま服役するケース、あるいは日本（巣鴨拘留所）に戻されて服役（内地服役）するケースがあった。刑は満期になれば

当然現地、あるいは巣鴨で釈放されたが、巣鴨での内地服役後、満期前に釈放、仮出所に減刑されるケースがあった。（図一）

日本政府からの「勧告」により、関係国政府がはじめて検討する形であり、サンフランシスコ講和条約発効（一九五三年四月二八日）後、日本政府は積極的に各国に「勧告」し、サンフランシスコ講和条約第十一条の適用を狙った。

第十一条 日本国は、極東国際軍事裁判所

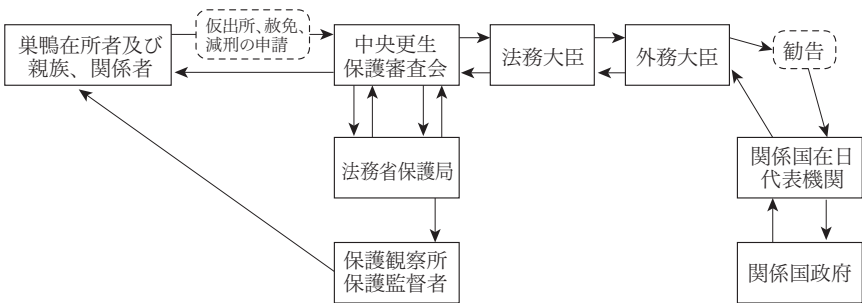


図1 巣鴨服役者の仮出所等申請フローチャート

出所：国立公文書館 [法務11 4B23-5873] 「戦争裁判参考資料」所収、「平和条約第十一条に定める赦免、刑の軽減及仮出所の勧告、及決定に関する手続並びに保護監督実施の系統図」。

表4 BC級戦犯の内地送還及び釈放状況（1955年7月）

中国	昭和24年2月内地送還。日華平和条約発効と同時に巢鴨服役91名が全員仮出所。
フィリピン	昭和28年7月4日キリノ大統領特赦、死刑囚56名が終身刑になり、114名が内地服役。同年12月28日再度特赦が行われ、全員釈放。
フランス	昭和25年6月内地送還。立太子の際に勧告。昭和28年6月1日、38名の減刑を許可。うち35名は直ちに出所し、その後1名は満期出所、残り2名は昭和29年4月赦免許可。
オランダ	昭和25年1月中に内地送還完了。個々のケースごとに「勧告」。ペース遅い。
アメリカ	個々のケースごと。数が多い。
イギリス	昭和26年中に内地送還完了。個々のケースごとに「勧告」。
オーストラリア	昭和28年8月8日内地送還完了（マヌス島の147名が送還）。個々のケースごとに「勧告」。ペース遅い。

出所：[D1-3-0-3]「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件」第1巻所収、保護局特別調査課「戦争裁判受刑者の釈放について」（1955年7月8日）。

並びに日本国内及び国外の他の連合国防罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。

しかし、日本政府の当初の期待とは裏腹に、各国の反応は鈍く、一九五三年五月一六日付で唯一アメリカが五五名の仮出所を認めたのみで、一括での釈放は実現できず、個々のケースごとで対応することになった。その後、個々のケースごとに、あるいは特赦の機会を狙って、各国政府と辛抱強く交渉を重ねていった。一九五五年七月当時の状況は表4の通りである。

以上のように、中国（台湾政府）に対しては日華平和条約によって、戦犯の管轄は日本政府に移るという事実上の釈放を勝ち取り、フィリピン及びフランスに対しては特赦を得ることができ、ほぼ一括での釈放が実現した。しかし、オランダ、アメリカ、イギリス、オーストラリアは飽くまで個人あるいは事件ごとで扱おうとしたため、非常に

ペースが遅かった。

(二) 台湾人の釈放問題

サンフランシスコ講和条約発効後、正式に日本国籍は喪失したため、台湾人及び韓国人戦犯の処遇が問題になった。服役中の台湾人及び韓国人が服役を継続する責任もなくなったとして、即時釈放を求めた。しかし、これが認められなかったため、服役中の韓国人が中心となって裁判（人身保護法による釈放請求）を起こし、最高裁まで至ったが、結果は請求棄却（一九五二年七月二八日）だった。³ 主な理由として、(1)戦犯裁判において刑が科せられた当時日本国民であった、(2)拘禁されている当時日本国民であった、ことを挙げ、「その後国籍の喪失や変更があったとしても、条約による日本国の刑の執行義務には影響を及ぼさない」というものだった。また、「国内裁判所の条約の解釈は国内法上の効果しか生じないとしても、その条項の解釈が直接右契約の内容に係るものであつてみれば、右解釈は必然的に国の対外関係に影響するものであるから、かかる種類の条約の規定については国内裁判所が独自の判断をするのには適していないものであつて、国内裁判所も行政部の解釈を尊重すべきものである」と述べた。⁵ これにより台湾人と韓国人は、講和条約発効後続々と復活した元軍人や遺族への補償（恩給法等）では「第三国人」とされ

排除される一方、「日本人」として戦争犯罪の刑を服役し続けなければならないという不条理を受けることになったのである。

ただ、上述のように釈放については日本政府からの「勧告」後に連合各国の承認が必要であり、また連合国は台湾人を「敵国民」として扱い裁判を行っていることから、たとえ最高裁で請求を認めたとしても、釈放には至らなかった可能性が高い。最高裁としても当時の講和条約発効直後の日本政府の置かれた状況を加味せざるを得なかったのではないだろうか。一方、日本政府は台湾人や韓国人戦犯の服役を黙って見ていたわけではなかった。他の日本人戦犯の釈放の「勧告」と同様に、台湾人・韓国人戦犯の置かれた厳しい状況を訴えつつ釈放を要求し続けていた。例えば一九五三年八月二九日付の台湾人戦犯についての赦免勧告では、次のような文面が見られる。

彼等は講和条約発効により既に日本国籍を離脱している外国人であつて、この国籍変更という事実を鑑みると、彼らをあくまで日本人戦争犯罪者と同様の拘禁を継続することの妥当性につき疑なきを得ず、科刑に対する重要な変更を招来すべきものと考えられ、これを他の日本人戦争犯罪者と同様に服役せしめることは、日本国として真に忍び難いものがある。⁶

台湾人の釈放請求には、台湾政府からの要求もあった。

特に多くの台湾人戦犯を出し（九五名）、内地服役も最も遅れたオーストラリアとの交渉では、日中豪の間で次のようなやり取りがあった。

一九五三年九月一日…

中国政府から日本政府へ、豪政府に台湾人戦犯の赦免勧告をしてほしいという申し入れ。中国政府としては豪政府に正式に申し入れる用意があり、日本側から勧告するならば、豪政府が否定的な態度をとつても中国政府は側面で交渉を進める。

↓一度勧告し断られた経緯があり、今度は国民政府よりオーストラリア政府へ申し入れるのが本筋であるという付言あり。(一九五三年九月四日、島)

一九五三年九月二日…

中国政府からの強い希望もあり、日本政府から豪政府へ、三九名(マヌス島からの巢鴨移管分)の赦免勧告。

一九五三年二月一六日…

駐豪大使(西春彦)がワット次官と会談。岡崎勝彦外務大臣へ報告。

「釈放は困難なので、台湾移管を考慮中。しかし、中国側からは単に台湾に返せというだけで、台湾における服役については何ら申し出がない」

以上のように、釈放の「勧告」の実現は、日本人、台湾人に限らず、非常に困難だったことがうかがえる。連合国

は台湾人を日本人と扱い続け、「解放国民」ではなく、「敵国民」扱いを変えることはなかった。また、上述のような台湾人戦犯の釈放をめぐる交渉内容や当時の台湾政府の台湾人に対する態度(詳細は後述)から、台湾政府もこうした台湾人戦犯に対して、真剣に釈放を請求したとは考えにくい。釈放の「勧告」については、むしろ日本政府が積極的だった。日本の国内法では彼らを釈放する術を持たなかった当時、台湾人戦犯を釈放するには「勧告」しか方法がなかったことがうかがえる。

しかし、この「勧告」は、中国、フランス、フィリピンの一括釈放を除き、実際に機能したことを示す資料は確認できていない。この「勧告」について、当時戦犯関係の資料収集にあたった豊田隈雄氏(当時厚生省事務官)が「勧告」の実現は非常に困難として以下の理由を挙げている。

- (1) 日本国に法廷記録殆どなく事件内容に関し有力なる根拠を以て減刑釈放等の勧告を行うことは殆ど不可能である。
- (2) 假令服役者その他に就き勧告の資料を求むるも一方的のものとなり裁判終了の今日に於ては極めて弱いものとなる。
- (3) 服役者は裁判時の弁護方針にも起因し相被告間の利害関係錯綜しある為今更自己のみに有利な勧告資料を出すことを潔しとしない。

豊田氏は終戦直後から海軍全般の戦犯裁判対応の責任者であり、非常に現実的な問題を提起している。当時「勧告」に必要な対象者についての十分な資料を収集することは事実上不可能だったことがうかがえる。

そして解決策として「勧告」は「個人別、事件別の勧告に止まらず demandy なる極めて融通性に富み含みのある広い意味を有する用語によって示され、大赦、特赦は勿論、凡有寛大なる処理に対する一般勧告をも可能にして居ると判断する」として、個々のケースではなく、フランスやフィリピンのようなケースを狙うべきと進言している。

「勧告」は果たしてどの程度功を奏したのか、卑見の限りでは、勧告によって動くというよりは、連合国側の政治判断によるものが大きかったようである。

三 台湾人元軍人・軍属 及び戦犯に対する補償

(一) 外された補償

一九四六年GHQの命令により軍人恩給は停止されたが（重傷者に係る傷病恩給を除く）、講和条約発効後復活し、さらにその範囲は少しずつ拡大された。一九五二年四月二十八日講和条約が発効して間もなく、四月三〇日には「戦傷

病者戦没者遺族等援護法」(障害年金、遺族年金、弔慰金など)が制定された。しかし、戸籍条項が含まれ、台湾人、朝鮮人は排除された。また、一九五二年八月一日には、恩給法が復活したが(戦犯も含む)、国籍条項が含まれ、同様に台湾人、朝鮮人は対象から外された。その後も日本人の軍人やその遺族たちには様々な形できめ細かく、また手厚い補償が与えられ続けているが、それに比して彼らに与えられた補償は対象が限定されるなど、「慰藉」「弔慰」という名の一時的なものに過ぎなかった。それでは何が対象となり、ならなかったのか以下整理しておきたい。

戦後新たに制定されたものについては、特に台湾人や朝鮮人を対象にしたもの以外は全て対象から外された。「戦傷病者戦没者遺族等援護法」「戦傷病者特別援護法」「戦没者の妻に対する特別給付金支給法」「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」「引揚者給付金等支給法」「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」などがある。

また、それまで認められていた補償が除外されるなど、対象とされるも実質対象外だったケースもあった。例えば、恩給法の復活により、それまで受給が認められていた重傷者対象の傷病恩給が対象外になった。また、「特別未帰還者給与法」(一九四八年一月制定)及び同法廃止後

制定された「未帰還者留守家族等援護法」(一九五三年八月)では、「第三人」も援護の対象とされた。しかし、その対象は日本居住の留守家族のみで、単身者や在外家族は対象外とされ、ほとんど意味をなさなかった。

一方、以上のようにことごとく「第三人」が対象から外されていく中で、幾つか特例も設けられた。上述の「未帰還者留守家族等援護法」では、留守家族が国外にいる場合、年二回六千円ずつ「見舞金」を支給、また、戦犯として拘禁されている場合、同法施行日から拘留所等の退所まで月二五〇〇円の支給、対象者が国外にいる場合、施行日から日本入国までの期間月二五〇〇円の支給、ただし、上限は三万円とされた。また、「引揚者給付金等支給法」(一九五七年五月制定)では、戦犯の引揚者に限り、日本国籍をもたない場合においても対象となった。ただし、施行前に引き揚げた者は、日本に住所があるか、または居住している者に限定された。

以上のように、新たに制定したことから、GHQの命令で停止されていた恩給の中で、継続が認められていた傷病恩給までその対象から外し、また一部対象となったケースも対象者が少数かつ少額で、日本政府のその徹底した「第三人」除外の方針には驚きを禁じ得ない。日本政府も当然その不公平から起こり得る問題は認識しており、上述の台湾人戦犯の赦免勧告において次のように述べている。

彼等が現在日本国民でない関係から、日本人戦争犯罪者に対して与えられる殊遇を享受し得ない不利益を生じている。(中略)日本在所者に与えられ得るかかる人道上適切な応急便宜措置も、外国人なるが故に与えられず、事実上日本在所者との間に差別的待遇の結果を来し、日本在所者と服役を同じくしながら処遇において公平を失うことになっている。かかる処遇上の不均衡は、外国人たる限り他にも将来当然起ることが予想せられ、従つて彼等の不満をますます増大せしめる虞ありといふべきである。⁽¹⁵⁾

台湾人戦犯に対する差別待遇とその将来的な拡大、そしてそれに伴い不満が増大していくことを十分に認識していたのである。そしてそれは実際には次のような状況を引き起こすことになった。

(二) 巢鴨退所後の生活保障要求

講和条約発効後「第三人」扱いになった彼らには、釈放後何ら補償がなく、当然生活が立ち行かなくなるケースが後を絶たなかった。まして当時台湾も韓国も政治的に混乱しており、日本国内に身寄りのない彼らは仮出所もままならず、釈放されても帰国もできず、自殺者を出すほどに生活は困窮した。

〈出所して日本に居住している者(五〇名)の生活近況〉⁽¹⁶⁾

イ 月収一万五千円程度、居所に心配ない者 二名
ロ 定職をゆする者で月収一万円程度、下宿している者 七名

ハ 臨時雇で月収八千円程度、賃間にて自炊している者 二一名

ニ 日雇もしくは内職程度、月収不足、居所不定 一五名

ホ 入院患者、肺結核、精神異常で医療法、健康保護をうけている者 五名

こうした状況に対し、一九五四年七月「第三国人戦争受刑者に対する見舞金支給要領」に基づき、一九五三年以降拘禁一年につき一人一万二千円支給されることが決まった。しかし、この金額で生活の安定に結びつくはずもなく、根本的な問題の解決にはつながらなかった。

その後、台湾人及び朝鮮人の巣鴨服役者及び日本在住の退所者を中心にそれぞれ「台湾出身戦犯者同志会」「韓国出身戦犯者同進会」を設立し、出所後の援助（住宅提供、就職斡旋、生活資金の支給か貸与）を要求した。しかし日本政府側はこれに応答しなかったことから、満期になっても出所を拒否するという事態にまで発展した。これに対し巣鴨拘置所は「出所拒否に対する非常措置」¹⁷をとり、十隊（一隊十名程度）に及ぶ物々しい警備体制を敷くなど、要注意人物扱いであった。「何か大きな問題を起こして世論

に訴える。署名運動でもするか、関係大臣に面会を強要する拳に出ることもあるのではないか」等の会議記録からも彼らの警戒ぶりがわかる。また、同記録は部外秘とされ、彼らの訴えについては、「大臣から直接返答をききたいとの事であるが、役所と言う所は、上級、下級の官庁関係があるから、回答がなくとも所長の言葉が回答である」¹⁸とあり、握りつぶしていたことがうかがえる。実際、その後一九五五年七月一日に彼らは当時の首相（鳩山一郎）に直接交渉するに至り、首相以下大臣はこれについて何も知らされていなかったことが判明し、厚生省を中心にすぐに検討が行われた。その結果、直接交渉から一か月もたない七月二十九日に閣議決定され、彼らは一時居住施設の用意と「生業資金」一名五万円、「見舞金」一名十万円の支給、及び就職の斡旋を勝ち取ることができた¹⁹。しかし、依然として他の日本人戦犯や元軍人に比べると、その待遇の差は歴然だった。

その後、一九五七年一月に一人五万円の見舞金、一九五八年一月に一人十万円の見舞金、タクシー会社設立援助金が支給された。しかし、それ以降日本政府は彼らからの陳情をことごとく却下している。例えば、一九六七年台湾人より陳情（刑死者一名につき五百万円及び在監日数一日あたり五百円の支給を要求）²⁰がなされるも、一九六三年にもすでに同様の陳情を受け「再び同様の慰藉の措置を講

ずることは必要とは思われない」と却下していることから、やはり相手にされなかった。これは、一九五八年五月巢鴨の服役者が全員退所してから、彼らは生活資金としての要求ではなく、「補償」を求める動きに切り替わったことが影響していることがうかがえる。その後、一九八七年九月に「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」が制定されるまで、台湾人には何も支給されなかった。

四 無視された台湾人

(一) 日華平和条約第三条「特別取極」をめぐる

そもそも台湾に関する日中双方の請求権の処理については、日華平和条約（一九五二年四月二八日署名、一九五二年八月五日発効）第三条で「日本国政府と中華民国政府との間の特別取極の主題とする」と定められていた。

第三条 日本国及びその国民の財産で台湾及び澎湖諸島にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で台湾及び澎湖諸島における中華民國の当局及びその住民に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権

を含む。）の処理は、日本国政府と中華民国政府との間の特別取極の主題とする。国民及び住民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。

これにより、台湾人の日本に対する各種補償問題、日本人の在台湾財産問題は先送りされた。非常に重要な条項である「特別取極」だが、日華平和条約に関する股の先行研究「股 1996, 2007」や、資料集「中華民国外交問題研究会 1995」等に見る条約交渉の状況からは、「特別取極」は特に議論されることなく締結されており、その背後関係は見えてこない。

その後、この特別取極は両国間で締結されることなく、一九七二年九月の日中共同声明の調印により、同条約は「終了」を宣言された。中国や韓国とは少なくとも国家間で賠償等の請求権の解決を含む条約を締結しているが、台湾についてはこれにより未処理のまま文字通り「終了」されてしまったのである。そしてその状態が現在に至るまで続いている。

では、日華平和条約発効から「終了」まで両国間で何も動きがなかったのだろうか。一九七一年七月一九日の鹿野彦吉衆議院議員の「台湾における日本国民の私有財産に関する質問」に対する政府の答弁書に次のような回答が見られる。

一 政府は、昭和三十年六月七日、在中華民國大使館を

通じ、中華民国外交部に対し、口上書をもつて、日華平和条約第三条にいう特別取極に関する交渉開始方を正式に申し入れたところ、中国側の回答を得ることができなかつた。よつて、昭和三十五年十一月、昭和三十七年十二月及び昭和四十年七月、できるだけ早い機会に右交渉を開始したい旨督促しているが、今日に至るまで中国側から何らの回答にも接していない。

二 更に政府は、外務省及び在中華民國大使館を通じて、機会あるごとに、口頭をもつて中国側を督促する一方、しばしば中国政府関係者に対し、側面的協力を要請する等、交渉開始につき努力しているが、中国側は交渉を開始する時期に至つていないとして、これに⁽²⁵⁾応じていない。

この答弁に見られるように日本では一般的に「特別取極」は日本側から再三申し入れをしたものの、台湾側が応じなかつたとされている。

日本側はなぜ「特別取極」にこだわらず、台湾側はなぜ回避し続けたのだろうか。最大の要因は日本側の在外資産、すなわち台湾における日本国及び日本人の財産の請求にあった。日本では一九四六年九月には在外財産調査委員会（朝鮮、満州、北支、中南支、台湾部会）が設置されるなど、在外資産については早くから調査が進められていた。そして、一九五三年一月には引揚者により「在外資産補償

処理獲得期成同盟決起大会」が開かれ、また引揚者団体全国連合会が結成されるなど、引揚者の援護や在外資産の補償に関する世論の盛り上がりを受け、政府は在外財産問題調査会を設置した。そして、一九五七年五月「引揚者給付金等支給法」、一九六七年七月「引揚者に対する特別交付金支給法」を制定した。

上述の答弁書に見られるように、台湾政府へ「特別取極」の交渉開始の申し入れは一九五五年六月、一九六〇年一月、一九六二年一月、一九六五年七月であり、まさに日本政府が在外資産問題に苦慮していた時期と重なる。日本側は世論の高まりを受け、「特別取極」、すなわち依然棚上げとなっていた在台湾の日本人財産の問題を組上にあ⁽²⁶⁾げて、解決を目指したことがうかがえる。

一方、台湾側の動きについて中央研究院近代史研究所檔案館（台北）所蔵の「外交部檔案」をもとに確認しておきたい。一九五二年六月から両国間で台湾人軍人・軍属の名簿作成が進められていた。一九六四年一月にはほぼ完成したが、ここに至つてようやく両国間でこの名簿を基本資料とし、台湾人の日本政府に対する補償とその方法について協議を始めようとした。しかし、日本側はその範囲を「戦死者」に限り、さらにそれを「特別取極」に含めて交渉する方針を打ち出した。これに対し台湾側は飽くまでこの補償は人道的見地からのもので、「特別取極」の範疇ではな

いとし、そして「特別取極」の交渉については、現在中華民国が特殊な状況下にあり、有利な状況ではないとして、協議を引き延ばすように外交部に指示を出した。これにより、「特別取極」の交渉はそのまま七年後の日中共同宣言に至り、「終了」してしまつたのである。

以上のように、日本側が台湾人軍人・軍属の補償問題を「特別取極」に含めて交渉する、すなわち在台湾の日本・日本人資産の解決とセットで交渉する方針であつた。しかし、苦境にあつた台湾政府がこれに応じることなく、交渉はストップしてしまつたのである。この日本側の方針については、次の衆議院予算委員会の竹下登大蔵大臣（当時）の答弁からも明らかである。

在台湾の残置財産、これは日本の問題であります、台湾人元日本軍人軍属の戦死傷補償請求等の請求権問題とは一連の問題であることから、台湾人元日本軍人軍属の戦死者等について何らかの救済措置を講じれば、台湾に残置した財産の補償問題をどうするかという問題がござります。

「特別取極」という甚だ中途半端な条項の存在により、台湾人軍人・軍属の補償請求は双方の利害関係の中で埋もれてしまつたのである。

(二) 「祖国」に警戒された「台湾人」

上述の政府間の交渉以外に、台湾人（本省人）による動きがあつた。⁽²⁸⁾一九六二年台湾省議員郭国基⁽²⁹⁾によって議会に日本政府へ台湾人戦死者に対する補償を請求する内容の提案がなされた。議決されたが、日華平和条約第三条に抵触するとして、中央で否決された。一九六三年台湾省議会議員黃運金⁽³⁰⁾が日本に赴いた際、日本政府の担当から補償を得られる可能性があるという回答を得、省議会に持ち帰つた。九月の議会で「賠償」を「補償」に変え、改めて議決された。これについての中央の回答に関する資料は現在のところ未確認だが、上述のように台湾政府内部では補償請求に消極的だつたことから、承認したとは考えにくい。

また、こうした台湾人（本省人）の補償請求の動きについて、台湾政府内部では次のような意見がもたらされていた。

- ・ 日本政府への「補償」請求によつて、日本の教育を受けた台湾同胞は日本を懐かしむことになる

- ・ 我国政府が日本に「補償」を請求することで、台湾人の心を買われてしまい、いつの日か日本の議員たちの台湾領土への野心が完成してしまう

- ・ 一人二万円の補償は三〇億円の負担を日本国民に与え、それを知つた日本の左翼や日本に潜む中共に宣伝されてしまう

・十万人に及ぶ戦死者遺族の日本に対する「恨み」が「親近感」⁽³⁾に変わってしまう。

他にも、台湾警備総司令部の外交部あての文書でも次のような意見が出されていた。

(民衆の動向として)

・琉球政府は日本政府より十数年前に補償を受けたのに、我々の政府は民衆に少しの補償もせず、我々に金を要求するばかり。

・徴用された戦死者は一万五千から二万元の補償を得られる。死亡証明が無くても得られる。日本人は台湾人に優しい。

(分析として)

・破壊分子郭国基と日本に近い黄運金の提案の動機は何か。中日関係の悪化か？ 日本の指示を受けての行動か？ その他の政治陰謀か？ 検討が必要である。

・本案が成功すれば、提案した二名の省議会議員が感謝され、台湾同胞が日本を懐かしみ、日本人に感謝することになる。もし失敗するか、額が小さい場合、台湾同胞、特に遺族は政府を恨むだろう。

・補償の金額が小さいと政府の力の無さが批判され、多すぎると問題が生ずる。金門砲戦の戦死者には一人一万四千元が支給されており、日本から一万五千元から二万元の補償金が出されると、台湾同胞に日本の為

戦死した方が高いという錯覚を覚えてしまう。

(対策として)

・補償を受ける遺族が我政府を感謝するような方法をとること

・日本人の台湾同胞への迫害を宣伝し、反日思想を引き起こすこと

・日本人が秘密裏に遺族と連絡を取るのを防ぐこと

・日本の作戦で戦死した遺族については、適当な慰問を行い、復讐心をあおり、政府への求心力を高めねばならない⁽³⁾ (括弧内は筆者注)

個人或いは一組織の意見であり、台湾政府公式の見解ではないが、当時の政府内部における台湾人が日本と連携することへの警戒心の強さがわかる。特に日本の教育を受けた台湾人への警戒ぶりは並大抵ではなく、当時の台湾政府の置かれた内外での微妙な立場が読み取れる。

台湾人軍人・軍属の補償は、日本側の内政面・外交面における政治的な材料とされたこと、台湾側の置かれた当時の情勢と根深い「台湾人」に対する警戒感により、元来念頭におくべき彼らに対する道義的責任はわきに追いやられ、事実上無視されてしまったのである。

おわりに——棄てられた台湾人

一九八〇年代末冷戦崩壊とともにようやく民衆の声が表面化し、日本政府に対し中国、韓国、台湾等の元軍人・軍属や被害者個人から各種補償を求めて相次いで提訴がなされた。台湾関係で特に注目されたのは、一九七四年一二月中村輝夫（本名スニヨン）さんがインドネシアのモロタイ島で発見されたケースである。日本政府は彼に帰還手当ての三万円と未払い給与三万八二七九円を支給した。この対応に日本の世論が反応し、閣議であわてて見舞金二百万円を支給する結果となった。これをきっかけに台湾在住の一三名の台湾人元日本兵が日本政府相手に一人五百万円の国家賠償を求めて提訴した。地裁、高裁、最高裁のいずれも請求棄却となった。しかし一九八五年八月の東京高裁の「日本人と比較して著しい不利益を受けている」という付言により、一九八七年「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」及び翌年の「特定弔慰金等の支給の実施に関する法律」が制定され、遺族及び重度戦傷者に対し一人二百万円の「弔慰金」（見舞金）が支給された。ただし、「台湾住民」に限られた。また、二〇〇〇年六月に朝鮮半島出身者も含む「平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律」

が制定され、戦没者等の遺族に一人二六〇万円、重度戦傷者に一人四百万円が支給されることになった（三年間の期限付き）。これは日本国籍を有す帰化者にも適用されたが、結果二名の申請があったのみだった。

戦後の釈放請求では「日本人」として棄却しながら、恩給等には国籍、戸籍条項がつくなど、きめ細かい補償が与えられた日本人とは異なり、あからさまな差別が行われた。そのことは国連の自由権規約人権委員会から数度にわたり指摘されるも、現在のところ依然として「弔慰金」なるお見舞いを期限付きで支給した程度である。

上述の台湾人戦犯の赦免勧告において日本政府は次のように述べている。

彼等は戦争中日本軍により強制的に徴用され、日本軍の命により各種の軍務に服したものであつて、爾來長年月に亘り遠く故郷を離れて戦地及び收容所に苦難の日を送り、既に家族との音信も杜絶してその生死すら不明の者多く、物心両面における苦悩は、真に察するに余りあるものあり、家族と共に、⁽³³⁾赦免の日を一日千秋の思いで待ち侘びている次第である。

当時の台湾人戦犯の置かれた厳しい状況を十分に把握し、同情を引くべくそれをもって赦免勧告を行いながら、一方で法律を盾に「第三国人」扱いを徹底した日本政府のダブルスタンダードには驚かされるものがある。或いはそ

うせざるを得なかった政治的な背景が存在したのであろうか。この点は改めて今後の研究課題としたい。

台湾人は戦犯裁判で「日本人」として責任を負わされ、漢奸追求で「中国人」として責任を負わされた。しかし、平和条約で戦争が終結し、一律日本国籍が喪失しても、「日本人」としての責任は消えなかった。一方、「日本人」としての庇護は、日本の「余りにも冷たく、余りにも見事な法解釈」〔林 1983: 140〕により切り捨てられた。彼らは「日本人」の戦争責任を負いながら、「第三国人」扱いをされるという不条理極まりない状況に追い込まれたのである。

また、「中国人」となっても、「奴隸化」の汚名は消えることはなく、常に警戒の対象であり、庇護の対象にはなり得なかった。当然得られるべき補償についても、道義的責任は隅に追いやられた。補償問題は日本側にとって「特別取極」を解決するためのきっかけであり、台湾政府にとっては「特別取極」に触れてしまう（つまり台湾における日本人財産の返還請求につながる）、台湾人と日本をつなげてしまふきっかけであった。彼らの補償は双方の政治的な思惑の中で完全に埋もれてしまい、彼らは事実上「棄てられた」のである。

〔付記〕 本論文は科研費「若手研究(B)」〔対日B C級戦犯裁判における台湾人戦犯の研究——中英仏豪の戦犯裁判を中

心に〕（課題番号23720356）の助成を得たものである。

注

〔1〕 卑見の限りでは実際に漢奸として判決或いは刑の執行に至ったケースは確認できない。逮捕、拘留、起訴、審理まではあるが、その後戦犯裁判に移管されるケースがほとんどである。ただ、当時大陸において台湾人は「漢奸」視されていたことは明らかであり、事実上漢奸として扱われていたことは想像に難くない。

〔2〕 国立公文書館〔法務114B23-5873〕「戦争裁判参考資料」所収、「戦犯について」（一九五三年一月）（筆者注＝法務省保護局特別調査課長による全国保護観察官の研修の際の講演要旨）。

〔3〕 国立公文書館〔法務114B24-6752〕「人身保護法による釈放請求事件」所収、法務大臣官房司法法制調査部「最高裁昭和二七年(マ)第七九号裁判記録写（人身保護法による釈放請求事件）」を参照。

〔4〕 同右。

〔5〕 同右。

〔6〕 外交史料館〔D13-0-3-1-2-2〕「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 各国ノ態度並びに措置関係 英連邦諸国ノ部 オーストラリア」第四卷所収、中央厚生保護審査会委員長土田豊「赦免勧告に関する決定書」（一九五三年八月二九日）。

〈7〉 外交史料館 [D1-30-3-1-2-2] 「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 各国ノ態度並びに措置関係 英連邦諸国ノ部 オーストラリア」第四卷所収、アジア局第二課「マヌス島関係台湾省籍人戦犯に關し孫書記官來訪の件」(一九五三年九月一日)。

〈8〉 外交史料館 [D1-30-3-1-2-2] 「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 各国ノ態度並びに措置関係 英連邦諸国ノ部 オーストラリア」第四卷所収、外務省↓在オーストラリア西大使「マヌス島より移管された台湾出身戦争犯罪者についての赦免勧告の件」(一九五三年九月二四日)。

〈9〉 外交史料館 [D1-30-3-1-2-2] 「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 各国ノ態度並びに措置関係 英連邦諸国ノ部 オーストラリア」第五卷所収、同右在オーストラリア特命全權大使西春彦↓外務大臣岡崎勝男「ワット次官との会談報告に關する件」(一九五三年一月一六日)。

〈10〉 外交史料館 [D1-30-3] 「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件」第一卷所収、厚生事務官豊田隈雄「所謂「戦犯」の釈放、減刑に対する一般勧告の重要緊急性に就いての意見」(一九五二年六月)。

〈11〉 同右。

〈12〉 障害年金、遺族年金、弔慰金などの内容を含んだ。本論中の各種法令については、総務省による「法令データベース」<http://law.e-gov.go.jp/>。

〈13〉 同法が一九五二年四月一日に遡り適用された。彼らが「日本国籍」を喪失するのは四月二八日なので、そのまま適用すると台湾人、朝鮮人も対象となった。そこで、戸籍法を持ち出し、適用は「内地戸籍」を有する者に限定した。植民統治下で日本人は「内地戸籍」と「台湾戸籍」「朝鮮戸籍」に分かれていたからである。

〈14〉 一九九七年段階で関連の国庫支出が累計四四兆円、一九九七年度で一兆七六〇〇億円、ピーク時(一九八七年度)で一兆九八四八億円となっている[田中2003]。

〈15〉 外交史料館 [D1-30-3-1-2-2] 「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 各国ノ態度並びに措置関係 英連邦諸国ノ部 オーストラリア」第四卷所収、中央厚生保護審査会委員長土田豊「赦免勧告に關する決定書」(一九五三年八月二九日)。

〈16〉 国立公文書館 [法務 11 4418-1831] 「第三人(韓国、台湾)戦犯者釈放問題、戦犯者援護問題関係書類」所収、「出所して日本に居住している者(五〇名)の生活近況」。

〈17〉 同右。

〈18〉 同右。

〈19〉 同右。

〈20〉 中野友和寮(中野区)、村山友和寮(東村山)、大和友和寮(埼玉大和町)が用意された。

〈21〉 以上、釈放に關する巢鴨での動きについては、「法務 11 4418-1831」 「第三人(韓国、台湾)戦犯者釈放問題、戦犯者援護問題関係書類」所収、「出所して日本に居住し

ている者(五〇名)の生活近況」を参照した。

〈22〉ベンギン自動車株式会社、同進自動車株式会社。

〈23〉国立公文書館「内閣官房 15 4E6-20」[昭和四十二年閣審(一) 決裁文書綴]所収、台湾出身戦犯者同志会「要請書」(一九六七年一〇月二三日受付)。

〈24〉国立公文書館「内閣官房 15 4E6-20」[昭和四十二年閣審(二) 決裁文書綴]所収、内閣参議室「在日第三国人元戦犯に対する措置について(案)」(一九六三年七月一日)。

〈25〉内閣総理大臣佐藤榮作「衆議院議員鹿野彦吉君提出台湾における日本国民の私有財産に関する質問に対する答弁書」(一九七一年七月二七日)「内閣衆質六六第一号」(http://www.shugin.go.jp/internet/itdb_shitsumona.nsf/html/shitsumon/b066001.htm)、二〇一六年五月一〇日最終アクセス)。

〈26〉外交部檔案「[1-EAP-002237]、外交部亜太司から行政院秘書処への文書」〔密〕〔筆者注〕秘密文書、タイトルなし(一九六五年八月四日)。同右、外交部亜太司から駐日大使館への至急文書〔密〕〔筆者注〕秘密文書、タイトルなし(一九六五年九月一日)。同右、外交部亜太司から台湾省政府への〔密〕〔筆者注〕秘密文書、タイトルなし(一九六四年一〇月二二日)。外交部檔案「[1-EAP-002238]、外交部亜太司から外交部次長への伺い」〔極機密〕〔筆者注〕秘密文書、タイトルなし(一九六五年四月二九日)。

〈27〉三浦隆委員質問↓竹下登國務大臣答弁、一九八三年三

月三日第九八回衆議院国会予算委員会第一六号(国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/>)、二〇一六年五月二〇日最終アクセス)。

〈28〉外交部檔案「[1-EAP-002237]、謝耿民↓外交部長沈昌煥一為検送党員社調報告」[我が国政府要求日本政府対世界二次大戦時征召台籍青年之死亡家屬賠償(補)償案] 請査照由(一九六六年二月二日)の添付資料「我が国政府要求日本政府対世界二次大戦時征召台籍青年之死亡家屬賠償(補)償案」(日付、作者不明)。外交部檔案「[1-EAP-002238]、台湾警備総司令部総司令陳大慶↓外交部「函送第二次大戦期間日本徴僱台籍青年死亡失蹤補償案」(一九六五年五月八日)の添付資料「第二次大戦期間日本徴僱台籍青年死亡失蹤補償案調査報告」(一九六五年三月二五日作成、作成者不明)。

〈29〉一九〇〇―一九七〇。明治大学法学部卒、台湾省議会議員、立法委員などを歴任。日本統治時代には特高に検挙され、戦後は「二二八事件」で逮捕された。

〈30〉一八九八―一九九六。日本統治時代に弁護士資格を取得。戦後は台湾省議會議員等を歴任。

〈31〉外交部檔案「[1-EAP-002237]、謝耿民↓外交部長沈昌煥一為検送党員社調報告」[我が国政府要求日本政府対世界二次大戦時征召台籍青年之死亡家屬賠償(補)償案] 調査照由(一九六六年二月二日)の添付資料「我が国政府要求日本政府対世界二次大戦時征召台籍青年之死亡家屬賠償(補)償案」(日付、作者不明)より抜粋。

〈32〉 外交部檔案 [11-EAP-002238]、台湾警備總司令部總司令陳大慶↓外交部「函送第二次大戰期間日本徵僱台籍青年死亡失蹤補償案」(一九六五年五月八日)の添付資料「第二次大戰期間日本徵僱台籍青年死亡失蹤補償案調查報告」(一九六五年三月二五日作成、作成者不明)より抜粋。

〈33〉 外交史料館 [D1-30-3-1-2-2]「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 各国ノ態度並びに措置関係 英連邦諸国ノ部 オーストラリア」第四卷所収、中央厚生保護審査会委員長土田豊「赦免勧告に関する決定書」(一九五三年八月二九日)。

参考文献

〈日本語〉

磯村生得 1981 『われに帰る祖国なく——或る台湾人軍属の記録』時事通信社

殷燕軍 1996 『中日戦争賠償問題——中国国民政府の戦時・戦後対日政策を中心に』御茶の水書房

殷燕軍 2007 『日中講和の研究——戦後日中関係の原点』柏書房

内海愛子 2002 『戦後補償から考える日本とアジア』山川出版社

加藤邦彦 1979 『一視同仁の果て——台湾人元軍属の境遇』勁草書房

木村宏一郎 2001 『忘れられた戦争責任——カーニコバル

島事件と台湾人軍属』青木書店

田中宏 2003 「林水木国家補償等請求事件についての意見書」『龍谷大学経済学論集』四二巻五号

田中宏他編 2012 『未解決戦後補償——問われる日本の過去と未来』創史社

浜崎紘一 2000 『俺は日本兵——台湾人・簡茂松の「祖国」新潮社

林えいだい 2000 『台湾の大和魂』東方出版

林水木 1988 『戦犯に囚われた植民地兵の叫び』自費出版

福永美知子 2002 『心果つるまで——日本の戦犯にされた四人の台湾のお友だち』文芸社

基佐江里編 1986 『旧台湾出身日本兵秘録——聞け血涙の叫び』おりじん書房

和田英穂 2003 「戦犯と漢奸のはざままで——中国国民政府による対日戦犯裁判で裁かれた台湾人」『アジア研究』四九巻四号

〈中国語〉
蔡慧玉編 1997 『走過兩個時代的人』台北：中央研究院台灣史籌備處

中華民國外交問題研究会編 1995 『中日外交史料叢編(九) 中華民國対日和約』台北：中国国民党中央委员会党史委员会

周婉窈編 1997 『台籍日本兵座談会記録並相關資料』台北：中央研究院台灣史研究所籌備處

北：中央研究院台灣史研究所籌備處